

乗車又は積載の方法、制限の特例等の運用について（通達）

制定 令和 7. 12. 19 例規規制第38号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

道路交通法（昭和35年法律第 105号。以下「法」という。）第55条第 1 項ただし書、第56条及び第57条並びに道路交通法施行令（昭和35年政令第 270号。以下「令」という。）第22条から第24条までの規定による乗車又は積載の方法、制限の特例等の運用について、下記のように定め、令和 8 年 1 月 1 日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

なお、乗車または積載の方法、制限の特例等の運用について（昭和36. 2. 2：6 京交一第 314号）の例規通達は、廃止する。

記

第 1 荷台乗車の運用について（法第55条第 1 項ただし書）

法第55条第 1 項ただし書にいう「貨物を看守するため必要な最小限度の人員」とは、荷台に積載した貨物が途中で転落、損傷、分解等することがないように見張りをするために必要な人員であるから、原則として 2 名を限度とすること。ただし、動物その他特殊な管理を要する貨物の運搬に当たり必要な設備をした場合においても、2 名では転落、損傷、分解等の危険を防止することが困難であると認められるときはこの限りでない。

第 2 乗車又は積載の方法の特例の運用について（法第56条）

1 運用に当たっての基本

法第56条は、車両の乗車又は積載の方法の特例について規定したもので、出発地警察署長（以下「警察署長」という。）が許可する場合について、当該車両の構造又は道路若しくは交通の状況というような客観的要件に基づいて判断することとしており、同条の運用に当たっては、法第55条の規定により乗車又は積載の場所以外の場所での乗車又は積載を一般的に禁止しているものを、特定の場合（車両の構造又は道路の状況若しくは交通の状況により支障がないと認めた場合）に禁止を解除するものであるから、申請された内容により支障があると認めたときは不許可とするものとする。

2 設備外積載許可（法第56条第 1 項）及び荷台乗車許可（法第56条第 2 項）の取扱要領

(1) 許可申請者

許可申請者は、許可申請に係る車両の運転者とし、当該車両の運転者が複数の場合には、その全員を申請者として制限外積載設備外積載荷台乗車許可申請書（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）別記様式第 4。以下「申請書」という。）の申請者欄に連記するよう求めること。ただし、申請者欄に連記できないときは、別紙に申請者の住所及び氏名並びに申請者の免許の種類及び免許証番号又は免許情報記録の番号を記載するよう求めること。

(2) 許可の単位

許可は、原則として 1 個の運転行為（車両、積載物又は人員、運転経路及び時間

がそれぞれ1つのものをいう。以下同じ。) ごとに行うものとする。

(3) 許可の期間

許可の期間は、原則として1個の運転行為の開始から終了までに要する期間とすること。

(4) 申請手続の特例

次のア及びイに該当する場合は、申請者の負担を軽減するとともに、行政事務の合理化を図るため、前記(2)及び(3)にかかわらず、次のとおり取り扱うこと。

ア 同一運転者により定型的に反復及び継続して行われる運転行為の場合

同一運転者により定型的に反復及び継続して行われる運転行為については、次の要件を全て満たすものに限り、包括して1個の運転行為とみなして処理すること。

なお、この場合における許可の期間は、原則として1年以内とすること。

(ア) 車両が同一であること。

(イ) 同一品目の積載物又は人員を同一の積載方法又は乗車方法で運搬すること。

(ウ) 運転経路及び時間が同一であること。

イ 法による他の許可と競合する場合

同一車両につき、設備外積載又は荷台乗車の許可のほかに法第57条第3項の規定による制限外積載の許可が同時に必要となる場合は、同一申請書に当該許可に係る事項を併せて記載するよう求めること。

(5) 適用除外

道路使用許可又は道路使用に伴う協議の内容として乗車又は積載の方法の制限の解除が含まれるときは、その範囲内で乗車又は積載をすることは、改めて法第56条第1項及び同条第2項の規定による許可を要しない。

(6) 許可条件

許可に当たっては、令第24条第1項第1号及び第2号に掲げる条件のほか、同項第3号の条件として次の条件を付すること。

ア 許可の際に指定した道路以外を通行しないこと。

イ 病人、泥酔者、幼児、児童、高齢者その他保護者等を必要と認める者には付添人を付けること。

ウ 座席等を指定した場合には、その場所以外に乗車しないこと。

エ 走行中は立ち上がらないようにし、身体の一部を荷台の外に出さないこと。

オ 交通の閑散な時間を選ぶこと。

カ その他車両の構造又は道路若しくは交通の状況に応じ、安全上必要と認める事項

第3 乗車又は積載の制限とその特例の運用について（法第57条）

1 運用に当たっての基本

法第57条の運用については、法令による制限内の貨物を車両の後方、前方又は左右に張り出して積載しても同条の規定による制限には抵触しないものである。ただし、車両の安定を害するような仕方で積載をすれば、法第55条第2項の規定を適用することとなる。

2 制限外積載許可（法第57条第3項）の取扱要領

(1) 許可申請者

許可申請者については、前記第2の2の(1)の規定を適用する。

(2) 許可の単位

許可の単位については、前記第2の2の(2)の規定を準用する。この場合において、前記第2の2の(2)の「積載物又は人員」とあるのは「積載物」と読み替えるものとする。

(3) 許可の期間

許可の期間については、前記第2の2の(3)の規定を適用する。

(4) 申請手続の特例

申請手続の特例については、前記第2の2の(4)の規定を準用する。この場合において、前記第2の2の(4)のアの(イ)の「積載物又は人員」とあるのは「積載物」、「積載方法又は乗車方法」とあるのは「積載方法」と読み替えるものとする。また、前記第2の2の(4)のイの「設備外積載又は荷台乗車の許可のほかは法第57条第3項の規定による制限外積載の許可」とあるのは「制限外積載の許可のほかは法第56条第1項の規定による設備外積載又は法第56条第2項の規定による荷台乗車の許可」と読み替えるものとする。

(5) 積載貨物の測定方法

令第22条第3号及び第23条第3号に規定する積載物の長さ、幅又は高さの測定は、次に掲げる方法によること。

ア 長さ

長さは、貨物自体の長さではなく、貨物を当該車両に積載した状態において、当該貨物の投影部分を車両の前後方向に車両に平行に測る。（別図参照）

イ 幅

幅は、貨物自体の幅ではなく、貨物を当該車両に積載した状態において、当該貨物の投影部分を車両の横方向に車両に平行に測る。（別図参照）

ウ 高さ

高さは、貨物自体の高さではなく、貨物を当該車両に積載した状態において、地上から当該貨物の最上端までの高さを測り、それから当該車両の積載をする場所の高さを減じて測る。（別図参照）

(6) 審査上の留意事項

申請により許可を求められた警察署長は、次に掲げる事項について審査すること。ただし、申請書の提出先若しくは申請の許可単位に誤りがあるとき又は申請書の記載事項に不備があると認めるときは、補正を求めるものとし、補正がない場合は求められた許可を拒否すること。

ア 許可の対象貨物

許可の対象となる貨物は、法第57条第1項本文の政令で定める積載重量等の制限又は同条第2項の規定による京都府公安委員会が定める積載重量等を超えることとなる貨物であって、電柱、変圧器等のように形態上単一の物件であり、分割し、又は切断することにより当該貨物自体の効用又は価値を著しく損すると認め

られるものであること。

なお、貨物が分割できないものであるかどうかについては、その貨物自体の属性により客観的に判断すべきであり、運転者、貨物の所有者等の経費節約、時間の短縮等の主観的事情により左右されることがないように留意すること。

イ 積載物の重量、長さ、幅及び高さ並びに積載の方法

積載物の長さ、幅及び高さ並びに積載の方法が次に掲げる場合又は積載物の重量が令第22条第2号及び第23条第2号に定める値を超える場合には、後記(10)及び(11)のアに規定する関係機関等との調整又は交通規制課長との協議を行うなど、慎重な審査によって、交通の安全と円滑の確保に万全を期すること。

(ア) 大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車、大型特殊自動車並びに側車付きの大型自動二輪車及び普通自動二輪車（側車付きの大型自動二輪車及び普通自動二輪車については、次のa及びbに係る部分に限る。）

a 積載物の長さ

自動車の長さにその長さの10分の5の長さを加えた長さを超える場合又は積載物を積載した状態の自動車及び積載物全体の長さが16.0メートル（セミトレーラ連結車にあっては17.0メートル、フルトレーラ連結車にあっては19.0メートル、ダブルス連結車にあっては21.0メートル）を超える場合

b 積載物の幅

自動車の幅に1.0メートルを加えた幅を超える場合又は積載物を積載した状態の自動車及び積載物全体の幅が3.5メートルを超える場合

c 積載物の高さ

4.3メートル（三輪の普通自動車及び府令第7条の14に規定する普通自動車にあっては3.0メートル）からその自動車の積載をする場所の高さを減じた高さを超える場合

d 積載の方法

(a) 自動車の車体の前後から自動車の長さの10分の3の長さを超えてはみ出す場合

(b) 自動車の車体の左右から0.5メートルを超えてはみ出す場合

(イ) 小型特殊自動車

a 積載物の長さ

自動車の長さにその長さの10分の5の長さを加えた長さを超える場合

b 積載物の幅

自動車の幅に1.0メートルを加えた幅を超える場合

c 積載物の高さ

2.5メートルからその自動車の積載をする場所の高さを減じた高さを超える場合

d 積載の方法

(a) 自動車の車体の前後から自動車の長さの10分の3の長さを超えてはみ出す場合

(b) 自動車の車体の左右から0.5メートルを超えてはみ出す場合

(ウ) 大型自動二輪車及び普通自動二輪車（側車付きのものについては、次の a 及び b に係る部分を除く。）

a 積載物の長さ

乗車装置又は積載装置（リヤカーを牽引する場合にあってはその牽引されるリヤカーの積載装置。次の d において同じ。）の長さの 2 倍の長さを超える場合

b 積載物の幅

自動車の幅（府令第 5 条の 7 に規定する大きさ以下の原動機を有する普通自動二輪車（リヤカーを牽引する場合にあってはその牽引されるリヤカーの積載装置の幅に 1.0メートルを加えた幅））を超える場合

c 積載物の高さ

2.5メートルからその自動車の積載をする場所の高さを減じた高さを超える場合

d 積載の方法

(a) 乗車装置又は積載装置の前後からその乗車装置又は積載装置の長さを超えてはみ出す場合

(b) 積載物を積載した状態の自動車及び積載物全体の幅が当該自動車の幅を超える場合（府令第 5 条の 7 に規定する大きさ以下の原動機を有する普通自動二輪車（リヤカーを牽引する場合にあってはその牽引されるリヤカーの積載装置の左右から 0.5メートルを超えてはみ出す場合）

(エ) 原動機付自転車

a 積載物の長さ

積載装置（リヤカーを牽引する場合にあってはその牽引されるリヤカーの積載装置。次の b 及び d において同じ。）の長さの 2 倍の長さを超える場合

b 積載物の幅

原動機付自転車の幅（リヤカーを牽引する場合にあっては積載装置の幅に 1.0メートルを加えた幅）を超える場合

c 積載物の高さ

2.5メートルから原動機付自転車の積載をする場所の高さを減じた高さを超える場合

d 積載の方法

(a) 積載装置の前後からその積載装置の長さを超えてはみ出す場合

(b) 積載物を積載した状態の原動機付自転車及び積載物全体の幅が当該原動機付自転車の幅を超える場合（リヤカーを牽引する場合にあっては積載装置の左右から 0.5メートルを超えてはみ出す場合）

ウ 運転の期間及び運転経路

(ア) 運転の期間

交通が特にふくそうする日時を含まないこと。

(イ) 運転経路

運転経路にその貨物の運搬に障害となる重量制限の行われている橋梁、高さ

制限の行われているガード、トンネルその他の工作物が存在しないこと。

エ その他道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図るため必要と認める事項

(ア) 当該積載の方法及び当該積載による運転が法第55条第2項及び第71条第4号に照らし適切であると認められること。

(イ) 当該積載による運転が当該車両の構造又は道路若しくは交通の状況により、重大な危険があるとは認められないこと。

(7) 審査方法

許可申請があったときの審査は、車両の構造、積載物及び積載状態並びに道路交通の状況について、車両を保管している場所及び積載作業を行う場所に赴いて確認する方法、図面、写真その他の資料により確認する方法により行うこと。

(8) 適用除外

道路使用許可又は道路使用に伴う協議の内容として積載の制限の解除が含まれるときは、その範囲内で積載することは改めて法第57条第3項の規定による許可を要しない。

(9) 許可条件

許可に当たっては、令第24条第1項第1号及び第2号に掲げるもののほか、同項第3号の条件として次の条件を付すること。

ア 運転の時間帯の指定に関する事項

イ 先導車又は整理員による誘導整理に関する事項

ウ 積載した貨物の固定（緊縛）の方法、積載位置等について必要と認める事項

(10) 関係機関等との調整

ア 道路管理者との連携

警察署長は、制限外積載の申請に係る積載による運転が道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2第1項の車両の通行の許可を必要とする場合は、当該許可を行う道路管理者との連携を図るように努めること。

イ 合同会議の開催等

超長大積載物又は超重量積載物の運搬で、通行止め等の交通規制を必要とするものの許可に当たっては、事前に警察、運輸、道路管理者等の行政機関、運輸事業者等による合同会議を開催し、運転経路の円滑と運搬中の交通事故防止等について必要な申合せを行うように努めること。

(11) 交通規制課との調整

ア 警察署長は、許可申請に係る積載物の重量、長さ、幅及び高さ並びに積載の方法が前記（6）のイの基準を超えることとなる場合であって、許可の必要性があると認めるときは、当該許可に関し、交通規制課長と協議すること。

イ 2以上の都道府県に及ぶなど長距離にわたって通行する制限外積載車両の許可の取扱いに際しては、交通規制課長と密に連絡をし、当該道路における道路及び交通の状況を把握して許可の可否を判断するように努めること。

第4 制限外積載許可、設備外積載許可及び荷台乗車許可の事務処理要領

1 許可申請

許可申請時は、申請書及び添付書類2部を警察署長に提出させること。

なお、添付書類については、次に掲げるものとする。

- (1) 当該車両に係る自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面
- (2) 積載又は乗車の状況等を疎明する資料

積載又は乗車の状況等を疎明する資料については、積載物を積載した状態及び積載物の寸法等が確認できる図面又は写真とすること。

なお、荷台乗車の場合は、乗車設備を記載した図面又は写真とすること。

- (3) 運転経路図

運転経路図については、既存の地図等に出発地から目的地までの経路が示されている書面とすること。

- (4) その他の審査に必要な書類

2 許可申請の受理

許可申請は、原則として警察署交通課（以下「署交通課」という。）において取り扱うものとする。ただし、申請の内容が制限外積載許可の場合で、次のいずれにも該当すると認められるものについては、申請者の負担軽減等を考慮して、交番又は駐在所（以下「交番等」という。）において取り扱うことができるものとする。

ア 1個の運転行為に係るものであること。

イ 許可の期間が3日以内のものであること。

ウ 許可の範囲が京都府内であること。

エ 長さの許可に係るものであること。

3 許可台帳の整備

許可の実態を把握し、その運用の適正を期するため、制限外積載・設備外積載・荷台乗車許可台帳（別記様式。以下「台帳」という。）を署交通課に備え付け、許可（交番等において受理したものを含む。）の都度、所定の事項を記入するものとする。

4 許可手続

- (1) 署交通課における取扱い

許可申請を受理した場合は、台帳に所定の事項を記載した後、許可番号を採番し、制限外許可証（以下「許可証」という。）に許可番号を記載するとともに、許可証に必要な条件を付して、1部を正本として公印を押印の上、申請者に交付し、1部を控えとして簿冊に編冊すること。

- (2) 交番等における取扱い

許可申請を受理した場合は、署交通課に連絡し、その申請の内容が前記2に掲げるもの全てに該当すると認められることを確認した後、署交通課において台帳により許可番号を採番し、許可証に許可番号を記載するとともに、許可証に必要な許可条件を付して、許可証欄外下余白部（許可証欄の「〇〇警察署長印」と記載された欄外下余白部）に交番等の名称並びに取扱者の官職及び氏名を記載して押印した上、1部を正本として申請者に交付し、1部を控えとして署交通課に引き継ぐこと。

5 留意事項

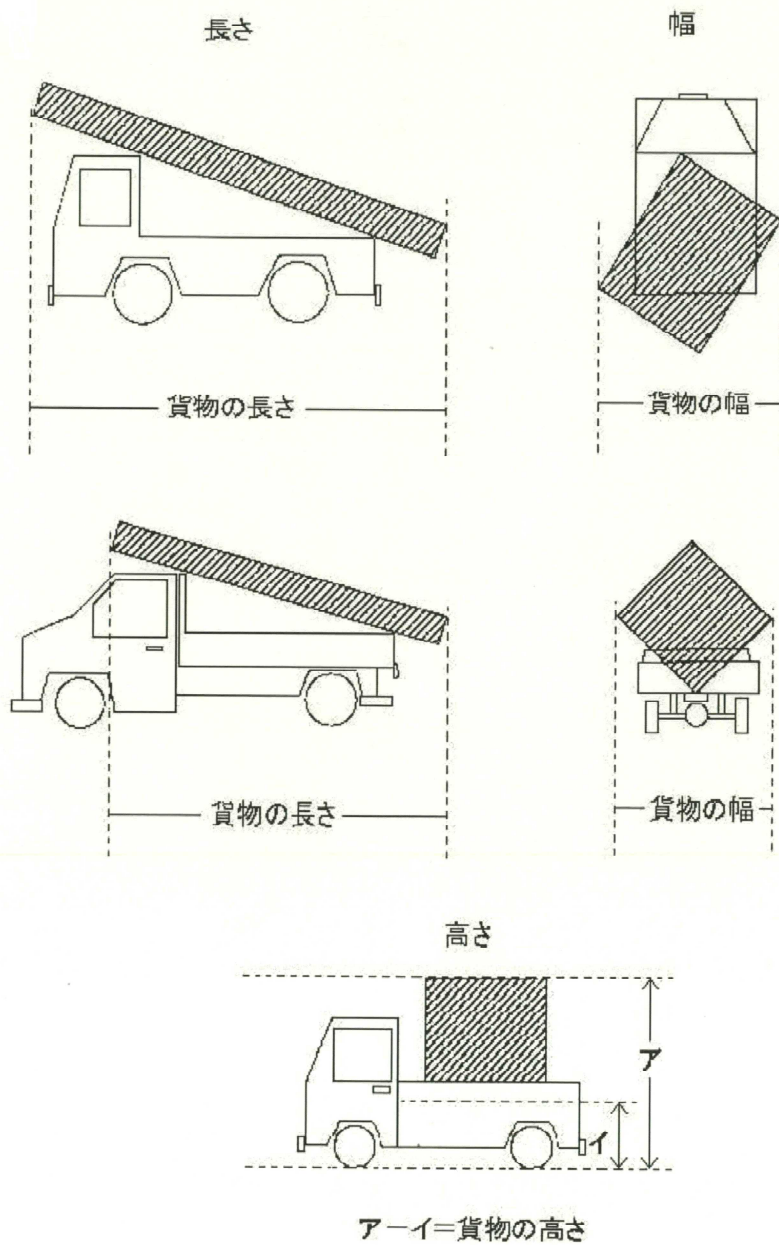
許可事務に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 許可証の記載に誤りのないように留意するとともに、誤記の場合は必ず正規の方

法により訂正の措置を執ること。

- (2) 署交通課員及び交番等の勤務員は、許可事務に当たって密に連絡し、申請者の取扱いに公平を欠くことのないよう留意すること。
- (3) 許可証の交付を受けた車両の運転者に対して、当該許可に係る車両の運転中、許可証を携帯するよう指導すること。
- (4) 申請経路が他の警察署管内に及び、道路状況等が明らかでない場合の許可取扱いについては、関係警察署又は都道府県警察に照会して、道路状況等を把握した上で許可すること。

別図



別記様式

制限外積載・設備外積載・荷台乗車許可台帳

許可 番号	許可 月日	許可種別	車両番号	期 間	経 路	許 可 申請者名	備考
		制限外積載 設備外積載 荷台乗車					
		制限外積載 設備外積載 荷台乗車					
		制限外積載 設備外積載 荷台乗車					
		制限外積載 設備外積載 荷台乗車					
		制限外積載 設備外積載 荷台乗車					
		制限外積載 設備外積載 荷台乗車					
		制限外積載 設備外積載 荷台乗車					
		制限外積載 設備外積載 荷台乗車					
		制限外積載 設備外積載 荷台乗車					
		制限外積載 設備外積載 荷台乗車					

注 1 本台帳の保存期間は、3年とする。

2 許可種別欄については、該当するものに○印をすること。